食品安全委員会プリオン専門調査会 第67回会合議事録

- 1. 日時 平成24年1月19日 (木) 16:30~18:16
- 2. 場所 食品安全委員会中会議室
- 3. 議事
 - (1) 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しについて
 - (2) BSE対策に関する調査結果等について(管理機関からの報告)
 - (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

酒井座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、筒井専門委員、永田専門委員、 水澤専門委員、毛利専門委員、山田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

道野室長(厚生労働省)、松尾課長補佐(農林水産省)

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、坂本評価課長、新本情報・緊急時対応課長、 北池勧告広報課長、篠原リスコミ官、前田調整官、関谷課長補佐、富田専門官、 伊藤係長、石川技術参与

5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価について

資料2 牛海綿状脳症(BSE)対策について

資料3 提出資料について

資料4-1 米国における食肉処理施設の定期査察結果について

資料4-2 カナダにおける食肉処理施設の定期査察結果について

参考資料1 BSEに関する食品安全委員会のリスク評価について

6. 議事内容

○酒井座長 ただ今から第67回プリオン専門調査会を開催いたします。

本日は9名の専門委員が御出席でございます。

なお、食品安全委員会からは小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員が 御出席されています。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に基づいて、第 67 回プリオン専門調査会議事次第がございますので、御覧下さい。

では、議題に入ります前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。よろしく お願いします。

○前田調整官 それでは、配布資料を御確認させていただく前に、事務局の人事異動がありましたので御報告いたします。

去る 1 月 16 日付で中島事務局次長の後任としまして本郷事務局次長が就任しましたので、お知らせいたします。

- ○本郷事務局次長 本郷でございます。よろしくお願いいたします。
- ○前田調整官 本日の配布資料でございますが、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに、6点でございます。
 - 資料 1、「食品健康影響評価について」。
 - 資料 2、「牛海綿状脳症対策について」。
 - 資料3、「提出資料について」。
 - 資料 4-1、「米国における食肉処理施設の定期査察結果について」。
 - 資料 4-2、「カナダにおける食肉処理施設の定期査察結果について」。

参考資料 1、「BSE に関する食品安全委員会のリスク評価について」。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料はございませんでしょうか。 なお、今回の諮問に関係する文献や提出資料等はお席後ろの机の上にファイルを置いて ございます。必要に応じ適宜御覧いただきますよう、お願いいたします。

また、厚生労働省より一部の資料について差しかえ等がありましたが、当該資料については本日はお手元に配布できておらず、事務局のほうに 1 部のみ用意しております。これらについては別途先生方に送付させていただきます。

なお、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますこと等から、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。 調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにいたしてございますので、傍聴の方で必要とされる場合はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事を進めます。まず議事次第では議事の 2 となっておりますが、リスク管理機関からの報告を先に受けたいと思います。米国における食肉処理施設の定期査察結果及びカナダにおける食肉処理施設の定期査察結果につきまして御報告をいた

だきます。これは、平成 17 年の米国及びカナダ産の牛肉等にかかわる食品健康影響評価の結果を踏まえて、定期的に報告を受けるものであります。厚生労働省の道野室長と農林水産省の動物衛生課、松尾課長補佐に出席していただいておりますので、よろしくお願いします。

なお、本件につきましては、4月21日の第379回の食品安全委員会で米国について、 12月22日の第413回の食品安全委員会でカナダについて報告をいただいております。 それでは、よろしくお願いいたします。

○松尾課長補佐 それでは、米国における食肉処理施設の定期査察結果から報告させていただきます。

お手元の資料 4-1 をご覧願います。本件・定期査察については、昨年度、平成 22 年度に実施したものでございます。本年度のものではございません。

まず、経緯でございますが、先ほど座長からお話がございましたように、定期的に報告するということで、平成 17 年 12 月 12 日に米国産牛肉の輸入を再開してから定期査察を 実施しております。毎年 1 回をめどに行っている状況でございます。

今回報告しますのは、平成 22 年 11 月 29 日から 12 月 10 日にかけて実施したものでございます。米国の日本向け食肉処理施設を 10 カ所を見てまいりました。厚生労働省、農林水産省、それぞれの担当者が現地査察を実施いたしました。

1 枚めくっていただき、別添をご覧下さい。現地査察は基本となる柱がございます。まず、Ⅱ 施設調査の結果というところをご覧下さい。まずどのような点を見て回るかというと、その中の 1 でございますが、対日輸出プログラム及び HACCP プランについて、各施設のプログラム、HACCP プランの状況について確認致します。

それから 2 点目、下に記載がございますが、対日輸出された製品に関する生体受入、 月齢確認、それから特定危険部位除去、部分肉処理及び出荷等の記録がきちんとなされて いるかについて確認致します。

1 枚めくっていただきまして、3 点目でございますが、そうした点を踏まえて対日輸出 製品に対する現場の作業、実際の作業がきちんとそうしたプログラムに合ったものである かということについて確認してまいります。

昨年度の施設調査の結果でございますが、1 枚戻っていただきまして別添の表をご覧下さい。1、対日輸出プログラム及び HACCP プランについては、基本的に特段の指摘事項はございません。対日輸出条件を守るという形できちんと対応していたということを確認してまいりました。対日輸出プログラムについては、2 施設については 1 点指摘事項がございますが、これは後ほど説明させていただきます。

2 点目でございますが、対日輸出に関する生体受入等の記録について、特段の指摘事項はございませんでした。

それから、3点目、対日輸出製品、実際の作業において、対日について条件を遵守しているか、他の国向けの製品もしくはアメリカ国内向けの製品ときちんと分けて作業をして

いるかという点について確認しましたが、特段の問題はございませんでした。

3ページ目でございますが、指摘事項として1点ございます。2施設について指摘した事項がございますが、一部の施設において AMS——これが対日輸出施設を認定するアメリカ政府の機関でございますが——の承認を受けた対日輸出適格品リストの中には、日本向けである製品の部位について確認をすることになって、おります。今回は AMS に既に承認を受けている製品について、マニュアルに適切に反映されていないものがございました。実際の作業の現場ではきちんと対日製品については、他国向けと分けられた作業をしていることは確認しているのですが、一部マニュアルの中にそうした製品の名前がなかったものですから、こうしたものはきちんと反映するようにという指摘をして、アメリカ政府側からもそうした指摘を受け入れてマニュアルにはきちんと反映したという報告を受けてございます。

以上がアメリカの現地査察結果報告でございます。

それから、もう一点、資料 4-2 でございます。こちらはカナダにおける食肉処理施設の定期査察結果の報告でございます。カナダについても平成 17 年 12 月からカナダ産の牛肉輸入再開をしておりますが、それ以降、例年 1 回を目途に定期査察を実施しております。こちらの定期査察報告については本年度実施したものでございます。期間は平成23 年 8 月 30 日から 9 月 2 日、本年については 3 カ所、定期査察を実施してございます。

確認事項でございますが、3枚めくっていただいて、別添を見ていただきたいと思います。アメリカについてもカナダについても、対日向けの牛肉の輸出施設に求めているものは基本的に同じでございます。このため、基本的に同じ点について確認をしております。

別添の 2、施設調査の結果の 1 でございますが、対日輸出プログラム及び HACCP プランについて確認をしてございます。こちらも、この点については先ほどと同様の内容について、日本向けについてきちんと守られているかという内容について確認し、特段の指摘事項はございません。

それから、2 点目でございますが、記録に関するもの。対日輸出された製品に関する生体受入、月齢確認、特定部位の除去、部分肉処理及び出荷の記録について、1 点指摘事項、後ほどお話ししますが、それ以外は特段に指摘するべき事項は確認されてございません。

それから、3点目でございますが、実際の現場の作業の確認。マニュアル等に従っているかということについて、生体受け入れ、月齢確認、と畜解体、部分肉処理、製品保管・出荷等について確認してまいっております。これについても適切に対日向けの処理が行われていることを確認してございます。

次のページをご覧下さい。1点、指摘事項がございました。資料の4番目、指摘事項というところを見ていただきたいのですが、対日輸出条件の遵守ということ、具体的には、まず20カ月齢以下であることと SRM 除去がきちんとなされていること、それから、対日向け以外のものときちんと区分されていることについては、特段の指摘事項はカナダについてはございませんでした。

ただ、1 つの施設において、家畜衛生上の観点から疑義がかかったものがございました。日本との輸出入条件内に 2 国間で約束した事項ではございません。カナダ側の規定として、カナダ政府は、日本向けにはウルグアイ産牛肉を取り扱う施設から牛肉を取り扱わないことということをカナダ独自に決めております。1 つの施設については、このウルグアイ産牛肉を取り扱う施設との契約があるというふうにリストの中にございましたので、この点を指摘しましたところ、カナダ政府の確認によりまして、当該納入元の施設がそもそもウルグアイ産の牛肉を 2004 年 3 月以降取り扱っていないという確認がとれ、当該施設についてはもうウルグアイ産牛肉を取り扱う施設とは認定せずに、ウルグアイ産牛肉を取り扱わない普通の施設だという認定に変更するとともに、本件については特段の問題がないということを日本側に通知してまいりました。

念のため、同じような事案がないかということを対日向けの施設すべてについて確認していただきまして、その点についても問題がないということを確認しまして、カナダについての報告書ということを取りまとめ、公表させていただきました。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問あるいはコメントがございますか。 はいどうぞ。

○道野室長 1 点つけ加えさせていただきますと、米国・カナダともに、対日輸出条件ということで、20 カ月齢以下の牛に由来することが証明される牛肉であるということ、それから日本の国内規制の定義と同じ SRM の範囲で対日輸出を行うということを確保するということが 2 国間での約束事になっていて、これは実際に、後ほど次の議題でも御説明いたしますけれども、米国・カナダにとってはこういった条件での輸出先国というのは日本だけということがございます。一方で、外国の場合にはそれぞれ国内規制がございますから、日本向けの規制よりも、言葉を選ばずに申し上げれば、国内規制が緩い場合には、当然、他国向け、国内向けのものが混入するおそれがあるということがあるわけですので、対日輸出プログラムというのを設けてもらっているわけです。だから、国内規制プラス対日輸出基準ということで、こういったプログラムを輸出国政府が確保した上で、その遵守状況について確認をする。

もう輸入を再開して5年、6年経過しているということもあるわけですけれども、査察の方式としては、基本的には現場でのそういうルールがしっかり理解されているか、施行されているか、それから実際に作業の現場でそういったことが実行されているかということに着目をして査察をしているわけです。そういう中で、やっぱり構造的な問題があれば、システム的にアメリカなりカナダなり輸出国の政府の対応に問題があるのではないかということがあるわけですけれども、今説明がありましたとおり、近年の査察におきましては、いずれもその施設固有の問題というか個別問題というようなことで、発見された問題については個別に処理をしていく、改善をしてもらうということで対処してきていると。そう

いうようなものでございます。

- ○酒井座長 はいどうぞ。
- ○水澤委員 米国のこのマニュアルの記載のミスということなのですけれども、この前の 年はどうだったのかということがわかりますでしょうか。というのは、そんなにマニュア ルというものはしょっちゅう書きかえているものではないと思うのですけれども、何か不 思議な気がするのですけれども。
- ○松尾課長補佐 このマニュアルの変更について、前年度は今手元に資料がございませんので説明できませんが、どういった点が追加になっているかと申し上げますと、2 施設については、大腸なり肝臓なり、新たな製品を対日向けとして輸出したいという申請を行い、施設は米国農務省の追加許可認定を受けておりました。ところが、マニュアルの中に対日向けとして肝臓なりそういった新たに認定を受けた部位についての記載がなかったという事でございます。実際の作業場では、作業場のマニュアルの中にはその記載があって、きちんとマニュアルに従い分別管理がなされておるのですが、施設として大元で抱えているマニュアルに新たな製品がなかった、追記されていなかったということでございます。
- ○水澤委員 わかりました。追加事項があったと。それが書いてなかったということです ね。わかりました。
- ○酒井座長 ほかにはございませんか。

特にコメント、質問ないようでしたら、ただ今の御報告をもって報告をいただいたことにさせていただきます。どうもありがとうございました。

今後とも必要に応じて報告をいただくことになりますので、よろしくお願いいたします。 次に、議事の 1 の牛海綿状脳症 (BSE) の対策の見直しについてに移らせていただき ます。

先月の19日に厚生労働省から諮問があり、22日の食品安全委員会で説明があったということですが、それでは厚生労働省の道野室長から諮問につきまして説明をよろしくお願いいたします。

○道野室長 それでは、資料に基づきまして御説明をいたします。

資料 1 が今回の食品健康影響評価の依頼をいたしました文書でございます。ちょっと行政的な文書ということもあって少しわかりにくいところがございますので、基本的なところから御説明いたしますと、関係している法律が幾つかございまして、そういった関係していた法律に基づいて BSE の対策というのは行われているわけでございます。関係している法令を改正する場合に、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けなければならないというふうに義務的に定められているものがございます。国内措置につきましては、この(1) にございますように、これは牛海綿状脳症対策特別措置法の第 7 条の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正、これはいわゆる食用に処理される、と畜場で処理される牛の検査対象をこういった法律に基づいて定めておるわけですけれども、それの改正という趣旨であります。イのほうは特定部位ということでございまして、これも同じ法律

に基づいて、さらにと畜場法というもともとの一般法がございまして、この 2 つの法律 に基づいていわゆる SRM が定められておるわけでございますけれども、これについての 範囲についての改正ということであります。

それから、3 つ目でございますけれども、牛のせき柱につきましては、と畜場から枝肉として出荷をされて、と畜場外で取り扱われるというような性質のものでございまして、と畜場法、それから牛海綿状脳症対策特別措置法ではカバーできない範囲の SRM になっております。そういったことで、これは食品衛生法で管理をしているということで、食品衛生法に基づく規格基準の改正というような趣旨になってございます。端的に申せば、国内措置に関しまして、食用処理の目的で処理される牛の BSE 検査対象についての見直し、それから SRM について見直しということになるわけです。

それから、(2) の国境措置のほうでございますけれども、これは法律上、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けなければならないという、必要的な諮問事項ではございません。任意の諮問事項でございます。ただ、食品安全委員会の設置の経緯だとか、それから問題の大きさということもあって、前回、平成 17 年の諮問におきましてもこういった国境措置についても食品健康影響評価をお願いしております。そういったことで、今回も国境措置についても御評価をお願いしたいという内容であります。

1 つ目は、米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の改正、それから、これは米国・カナダについては、御承知のとおり平成 17 年に輸入を再開してございます。一方、その他の BSE 発生国については輸入禁止措置をとった状況のままでございますので、フランス、オランダにつきましては、輸入条件を新たに設定して輸入を再開するという趣旨のものであります。

別紙ということで、諮問の背景、趣旨ということでございますけれども、これにつきましては資料 2 に基づいて内容について御説明をしたいと思います。専門家の先生ばかりですので、基本的な部分については必要に応じて割愛して説明させていただきたいと思います。

資料2の内容でございますけれども、まず1つ目の1ページの下といいますか、1番目のスライドでございますけれども、BSE の状況ということでございます。もちろん、この内容につきましてはもう既に御承知のことと思いますけれども、私どものほうで平成13年に国内のBSE発生を踏まえてこういった対策をスタートしたわけでございます。当時から診断法の問題点をいろいろ議論されていたわけですけれども、現状においてもフィールドではやはり生前診断法はないということで、管理措置としては、平成13年においてとった措置と基本的・技術的な部分については変わっていないという状況でございます。それから、後で出てきますけれども、研究成果というのがいろいろ出てきているわけですけれども、こういったBSEの関係についての基本的な状況というのは、大きく変わっ

それから、次のページでございますけれども、BSE 対策の概要ということでございま

ているものというのはないというふうに私どもは認識しております。

して、これは国内がこういった措置をとっているということでございますけれども、諸外国におきましても、と畜場での BSE 検査をやらない国、やる国というのはございますけれども、概ね同じような措置がとられております。肉骨粉禁止を中心とする飼料規制、それから死亡牛のサーベイランス、それから厚生労働省所管の部分につきましては、先ほど諮問内容でも説明いたしましたけれども、と畜場における BSE の検査と特定危険部位の除去、それから食肉として販売される段階までのせき柱の管理というような対策をとってございます。こういった対策のベースとなっている一つのものとして、トレーサビリティということで、個体識別番号により、その牛がどこで、いつ生まれて、飼育され、と畜されたかというようなことが確認できるという仕組みが構築されてございます。

3 番目でございますけれども、国産牛の BSE 対策の経緯ということでございます。平成 13 年に国内においては 1 頭目の BSE 感染牛が見つかったということで、その年の 10 月 18 日より、と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査とそれから特定部位、このときはまだせき柱は入っておりませんので、せき柱以外の SRM の除去の義務づけというのを行ったわけでございます。

その後、14 年に、ここは行政的なところでございますけれども、牛海綿状脳症対策特別措置法というのが併せて制定されまして、と畜場法だとかそれからその他の法律、もともとの一般法で定められた内容について、さらに特別措置法で規定をするというような措置がとられております。

平成 16 年に、OIE 基準等を考慮しまして、BSE 発生国の牛のせき柱につきましても、 食品への使用禁止というような措置をとってございます。

それから、平成 17 年に食品安全委員会の答申を踏まえまして、と畜場における BSE 検査の対象につきまして、従来全頭検査というふうに、月齢にかかわらず検査対象としておったものを、21 カ月齢以上というふうに改正をしたわけでございまして、8 月 1 日から施行をしています。

それから、これも行政的なことでございますけれども、BSE の検査につきましては、検査キットに必要な経費、BSE 検査自体は都道府県が実施しておるわけでございます。その都道府県が検査に使う BSE の検査キットにつきましては、10 分の 10 の補助ということで、国庫よりずっと継続的に補助をしております。ただ、この見直しに伴いまして、ここにちょっと字が小さく恐縮ですけれども、3 年間は法律上義務となっていない 20 カ月齢以下の——ここは 21 カ月齢で未満と書いていますけれども、21 カ月齢未満の牛の検査につきましては、国庫補助を継続した上で、平成 20 年の 7 月末に中止をして、現行は 21 カ月齢以上の検査にのみ国庫補助を継続しているという状況です。

それから、平成 21 年にと畜場法施行規則を改正いたしました。この専門調査会でも、いわゆると畜場でのピッシングという処理につきましては、継続的に中止するようにということで行政側として特段の対応をとるよう要請がされていたわけでして、計画的に各現場において対応を進めて、ようやくこの時期に全国のと畜場でピッシングを行うと畜場が

なくなったということで、法的にもピッシングの処理というものを禁止したということで あります。

その年の OIE 総会におきまして、日本の BSE ステータスについても「管理されたリスク」が多いという認定を受けております。もちろん、この「管理されたリスク」の国の要件として、ピッシングを行っていないということが、これが条件になっておるわけです。

12月19日に、こういった状況を踏まえた再評価としての国内措置、後ほど申します国境措置についての諮問というのを行っているわけであります。

次の4ページでございますけれども、BSE の検査頭数と BSE の感染確認頭数という資料であります。過去3年度間において BSE の感染牛というふうに確認された牛はございません。これまでの検査頭数といたしましては、と畜場での検査が自主検査も含めて1,250万頭を超えているというような状況であります。

続きまして、資料の 5 でありますけれども、国内の BSE 検査陽性牛の出生年分布、国内で見つかった BSE 感染牛は、農場でのサーベイランス、それからと畜場での検査、合わせて 36 頭ございます。その 36 頭の出生年分布をあらわしたグラフでありまして、2003 年以降に出生した牛からは BSE 陽性牛は確認をされておりません。私どもとしては、飼料規制の効果によって 2003 年以降、そういった BSE の感染を起こすような飼料が流通していないというふうに考えられるのではないかというふうに思っております。

それから、資料の 6 でありますけれども、国内の検査陽性牛の発症月齢分布ということでございまして、一般に潜伏期は $3\sim7$ 年というふうに考えられておるわけでございますけれども、このグラフで申しますと、 $21\sim30$ カ月齢の間に 2 頭の BSE の陽性牛というのが国内では発見をされております。それ以外については比較的高齢で見つかっておるわけでございます。

21 カ月と 23 カ月齢で感染が確認された牛ということでありまして、前回の平成 17 年の評価の段階では、この牛から得られた材料での感染性というのはまだ確かめられていなかったわけでございますけれども、でも、これについての知見というのは既に得られておりまして、この 2 頭につきまして、牛のプリオン遺伝子を組み換えたマウスで感染実験を行いましたが、感染性は確認できなかったというような状況であります。

それから、輸入牛の BSE 対策の経緯ということでございます。平成 8 年に人への感染ということが WHO、それからヨーロッパで指摘をされて、その際に英国産牛肉等の輸入を中止しています。

平成 12 年、2000 年ごろですけれども、このころにイギリス以外の EU 諸国でかなり BSE が広がったということがありまして、EU 諸国からの牛肉等の輸入も禁止をするというような状況に至っています。

平成 15 年、2003 年には、カナダ、米国においもて同様に感染牛が確認されて、輸入 を禁止した。

このように、BSE の発生国につきましては、一旦牛肉等について輸入を禁止して、一

定の条件のもとに輸入を再開するというプロセスをとっております。

平成 17年の 12月につきまして、米国・カナダにつきまして、牛肉は 20 カ月齢以下と 証明される牛由来、それから SRM はあらゆる月齢から除去するということで、食品安全 委員会の食品健康影響評価結果を踏まえまして、こういった措置をとったものであります。

平成 19 年に入りまして、OIE のほうで米国・カナダにつきましては「管理されたリスク」の国という BSE ステータスの認定を受けたということがありまして、カナダ、米国からは輸入条件の見直しの協議の要請というのが当時から出されております。

8 ページでありますけれども、今回諮問いたしました各国の BSE 対策の経緯というものについて、それぞれ整理をさせていただいております。

非常に長いので少し簡単に説明をさせていただきますと、米国の BSE 対策につきましては、1997 年に反すう動物の肉骨粉の輸入の禁止、それからほ乳動物由来たん白の反すう動物への給与禁止という措置をとっています。

2003 年に BSE の牛が確認された。これは実際にはカナダから輸入されて、そのままと 当場に行く牛だったわけであります。これを契機に、2004 年以降、強化されたサーベイランスの開始が行われております。また、ここには記載していませんけれども、と 音場での SRM の除去というような措置についても、2003 年の暮れから 2004 年にかけてそういった措置がとられております。

それから、2009 年でありますけれども、高リスク原料、30 カ月齢以上の牛の脳とそれからせき髄等、中枢神経系の SRM につきまして、すべての家畜種の飼料、ペットフードへの使用を禁止ということで、飼料規制の拡大ということを行っております。また、不溶性の不純物が 0.15%を超える牛由来の油脂の反すう動物飼料への利用禁止という措置も併せてとられているという状況です。

カナダにつきましては、米国と同様、1997 年に国内での飼料規制がとられております。 その間に、2003 年にカナダ産国産牛での BSE 確認というような経緯があり、サーベイ ランス対象の頭数の強化というようなことも進められました。

2007年に飼料規制についてさらに強化をしておりまして、SRMのすべての家畜飼料、それからペットフード、それから肥料への使用禁止という、飼料規制の強化というのを 2007年に実施しております。このときに併せて不溶性不純物の反すう動物由来油脂の反すう動物用飼料への利用禁止ということも併せてやっております。

それから次に、10番目の資料でありますけれども、フランスの BSE 対策であります。フランスについては、1994年にほ乳動物由来蛋白質の反すう動物への使用禁止ということを EU の措置として措置しております。この間にもちろんサーベイランスだとかそういった関連の対策についての強化というのも並行して行われておるわけでございますけれども、当時、英国が主要な BSE 発生国ということもあって、対英国というような対策が中心というふうな状況でございました。

先ほど申し上げたとおり、2000 年前後に EU での BSE の発生が広がったということ

がありまして、2000 年にすべての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止というような措置がとられております。

2001 年、これは EU 共通でございますけれども、TSE 規則が施行されまして、生体牛、肉骨粉、飼料規制等、それからサーベイランス、そういったもののルールというのが定められています。と畜場に関して言えば、健康と畜牛の BSE 検査については、当初フランスは 30 カ月齢を超えるものというふうにしていたわけですけれども、その後、24 カ月齢を超えるものというふうに強化をしております。ただ、健康と畜牛の BSE 検査につきましては、2009 年に 48 カ月、2011 年に 72 カ月を超えるものというふうにその後緩和をしているというような状況です。

それから、オランダもおよそ似たような経緯でありますけれども、1997年にオランダでは SRM のすべての飼料への利用禁止ということが対応されています。

それから 2001 年、ここはフランスと共通でありまして、TSE 規則が施行をされ、オランダではこの TSE 規則の本則どおり、30 カ月齢を超える牛の BSE 検査というのが 2008 年の暮れまで継続をされておりました。その後はフランスと同じで、健康牛のと畜検査対象月齢は 48 カ月、それから 2011 年には 72 カ月に見直されています。

このように、EU におきましてはリスクの変化に基づいた見直しというのが継続されてきているというような状況でございます。

12番目の資料でございますけれども、世界の BSE 発生件数の推移というのがございます。御案内のとおりだと思いますけれども、1992年に、これは OIE ベースの数字でありますけれども、ピーク時、年間 37,316 頭の報告があったというような状況であったわけですが、昨年は 21 頭。もちろん、年途中のデータも含まれているとは思いますが、それにしても 21 頭。それから、その前の年、おととしが 45 頭ということで、もちろん主たる発生国であるイギリスの数字が激減しているということもありますけれども、イギリス以外の国、日本も含めて、発生頭数が減少してきているということで、国内、国外ともにこの BSE のリスクというものが低下しているというふうに受けとめております。

13 番目の資料でありますけれども、OIE による BSE ステータスの分類と貿易条件ということでありまして、WTO 協定の中の SPS 協定という中では、原則、食品の安全基準というのは国際基準によることと。ただし、科学的な根拠がある場合にはそれよりも厳しい措置がとることができるということにされているわけですけれども、いわゆる国際基準ということでいいますと、貿易条件というのは、これは輸出先国に求める条件として国際基準で定められているのは、こういう内容になっています。今回諮問をしました米国、カナダ、フランス、オランダ――日本も含めてですけれども――、「管理されたリスクの国」というふうになっているわけですが、この中では、この資料にございますような要件で輸出を求めるというのが国際基準ということになっています。したがって、月齢条件というのは、基本的に国際基準ではかけることにはなっていないというような状況があります。

注 1 のところにありますように、各国、最終的には「無視できるリスクの国」というところを目指しておるわけでありますけれども、「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く生まれた BSE の感染牛の生後 11 年が経過していること等と、幾つか条件はあるわけですけれども、これが一つの条件としてございます。この条件が今日本が「無視できるリスクの国」の要件として満たせていないものというふうに我々は認識しておりまして、これは 25 年、来年の 2 月に日本としては要件が満たせるというふうな見通しを持っております。

次に、14番目の資料ですが、各国の BSE 検査体制ということで、食用目的に処理される牛の検査というのは、日本では 20 カ月齢を超えるものについて、それから EU では、先ほどフランス、オランダでも言及いたしましたけれども、現在 72 カ月齢を超えるというような条件になっています。 EU のところには、一部の国についてはまだ EFSA の評価で例外というふうなものが設けられていますけれども、原則は 72 カ月を超えるものというふうにされています。

それから、発生状況調査につきましては、これは各国そんなに大きな差はありません。 ただ、一部やっているのか、抽出でやっているのか、原則全部やっているのかという違い はあります。

あと、各国の特定危険部位の定義でありますけれども、この内容を御覧いただくと、ちょっとわかりにくいですけれども、端的に言うと、日本では中枢神経系の SRM については月齢条件を定めていない、米国、カナダ、EU、OIE については定めているという大きな違いがあります。それからあと、腸の部分の SRM については、EU においては十二指腸から直腸までと、腸管全般とそれから腸管膜というような設定になっておりますけれども、その他の国においては回腸遠位部と、日本を含めてそういうような定義になっているというところが大きな違いです。

それから、16ページについては、SRM の説明ですので、これもここ数年来変わっていない内容ですので、飼料規制のほうに移らせていただきます。

飼料規制については、今回諮問をした国を含めて比較をしておりますけれども、こういったような状況で、EU についてはいわゆるトータルフィードバンということで、あらゆる動物の肉骨粉が——家畜ですね。牛、豚、鶏の肉骨粉が牛、豚、鶏に使えないというような規制になっておるわけであります。日本は、一部条件を設けて、豚、鶏については解除されています。一方、米国、カナダでありますけれども、先ほど説明したとおり、カナダについては 2007 年、それから米国については 2009 年に現行の規制の状況になっています。この中で、特に米国については、SRM の範囲が少し限定されていて、牛の脳とせき髄ということで、中枢神経系のものというふうに限定をされております。

次の 18 番目の資料でありますけれども、私どもとしては、こういった国内外の BSE リスクの低下ということを踏まえまして、現行のリスクに合った規制ということを考えていかなければならない。そういったことで、内外の状況を踏まえてこういった BSE 対策

全般について今回、再評価をいただきたいということで、食品健康影響評価をお願いしたということであります。

諮問の趣旨といたしましては、単に再評価してくださいということではなくて、一応基本的な検討事項ということで整理をさせていただいています。1 つ目は、国内措置でありますけれども、これは検査対象月齢を現在の――規制閾値という言葉を使っていますけれども――規制閾値である 20 カ月齢を 30 カ月齢とした場合のリスクがどのように変化するかということでのリスクの比較をお願いしたいということ。

それから、SRM の範囲につきましては、いわゆる中枢神経系、頭部、せき髄、せき柱について、現行の全月齢から国際動向を踏まえた 30 カ月齢超に変更した場合のリスクの変化ということについて、評価をお願いしたいということです。

それから、国境措置につきましては、米国、カナダ、フランス、オランダ、それぞれについて、月齢制限ということで、輸入の場合には、検査というよりはむしろ検査の不要なものについて今まで輸入を認めるという対応をとってきておりますので、月齢制限という言葉を使っております。これにつきましても実質的には内容は同じで、20 カ月齢から 30 カ月齢とした場合のリスクの比較。SRM の範囲については国内と同様でございます。それから、フランス、カナダにつきましては、現行輸入を禁止しているので、30 カ月齢とした場合のリスクを比較していただきたいというような内容になっています。

それから、3番目として、上記 1、2を終えた後に、国際的な基準を踏まえて、先ほど申し上げたとおり、月齢要件を求めること自体は国際基準では言及されておりませんので、この月齢の規制閾値、これは国内の検査対象月齢にしてもそうですし、輸入の月齢制限のほうについても同じですけれども、それを引き上げた場合のリスクというものについても評価をお願いしたいということです。

参考資料のほうになりますけれども、参考資料の 1、2 は需給だとか輸入量等のことでありますので、後で御覧いただければと思います。

それから、21 番目のところで、食品安全規制に係る国際条約及び国内法ということでありまして、私どもとしましては、先ほどから申し上げているとおり、BSE 対策をとって、特に国内の対応が始まって 10 年を機に、国際的なこういったリスクの低下というのを踏まえて、最新の科学的知見に基づく規制ということを考えていかなければならないと。そういったことで今回諮問をさせていただいているわけであります。関連の国際協定としては、こういった SPS 協定だとかそれから食品安全基本法だとか、こういった中で科学的知見に基づくということを求められているということで、参考資料としてつけさせていただいているわけです。

以上が諮問の趣旨ということで説明をさせていただきました。

それから、今回諮問に当たりまして、大部の資料を付けさせていただいています。後ろにファイルがどーっと並んでいるわけでありまして、これについて、もちろん本格的な審議が始まりましたら、私どものほうからも必要に応じて説明等させていただくわけであり

ますけれども、今回、本日につきましては、全般的にどんな資料を提出させていただいたかと、それとその提出の趣旨について簡単に説明をさせていただきます。

やはり諮問の趣旨といたしまして、最新の科学的知見に基づいてというふうに申し上げたわけでございますけれども、最新の科学的知見って一体何なんだということになろうかと思います。それで、資料で、別に一個一個見ていただく必要ないのですけれども、BSE の関連文献という中に、今回私どもとしてやはり最新の科学的に基づくという中でもリスク管理機関として重視した内容の幾つかの知見がございますので、それについて簡単にお話をいたします。

前回の平成 17 年のリスク評価の際に、やはりわかっていない、まだ未知であるということで、専門調査会で議論になったこととして、どの程度の感染性のある肉骨粉を食べたら牛が発症するのかと。また、そういうような感染性のある異常プリオンたん白が月齢を経ていくにしたがって、どのステージでいわゆる SRM に到達していくのかとか、そういったことが十分にわかっていないということがかなり指摘をされていまして、まさにそういった知見が十分でない中で評価をお願いしたという経緯があります。

今回、新たな科学的知見として私どもとして認識しているものとしては、イギリス、それからドイツで牛に対する感染実験というのが継続的に行われてきたわけでありますけれども、これに関する論文が公表をされています。主に 2007 年に公表された論文というのが主要なものというふうに考えておるわけであります。

もちろん、牛の感染実験の中では、結局、最少発症量というのですか、それをもともとは求めるのが目的でやられていた部分はあるのですけれども、実際にはそれはうまくいかなかったのです。ただ、実際に投与量を変えて実験をすることによって、それぞれの投与量によって牛の発症時期が変わったり、それから異常プリオンたん白が SRM の中で感染性を発現してくる時期というのがそれぞれわかってきたというような状況の中で、一つのポイントとしては、野外で起きている感染というのは、概ね感染脳を 1 g 程度の暴露ということで起こっているということがこのイギリスの感染実験の中からわかってきたということが 1 つあります。

それから、もう一つは、BSE 検査でそういったものがフィールドの検査、いわゆる ELISA とかでわかるというのは、概ね潜伏期間が 97%ぐらい経過した後ではないか。そういったことが経時的な感染実験によってそういう知見が得られてきたというようなことであります。逆に、先ほど申し上げたとおり、感染脳 1 g ぐらいで暴露した場合の発症時期というのは 45 カ月齢ぐらいというようなことも確認をされてきていると。そういうような知見があります。

そういったところから、実際に、例えば SRM につきましては、感染性のある時期のものを除去すればいいわけですから、そこから逆に計算をすると、これは EU の EFSA のほうでの評価のプロセスの中では、感染牛ではそういうレベル、1 g の感染脳を食べた牛ということを前提にするわけですけれども、その場合には 33 カ月齢までは感染性という

のは見つからないというようなこともわかってきている。そういったことで、EU でせき柱の SRM の要件について、12 カ月、24 カ月、今は 30 カ月というふうに見直しをしてきているというような状況があります。そういったことで、私どもとしては、SRM の定義に関しては、そういった感染実験の結果が明らかになってきたということで、見直しが可能なのではないかというふうに考えております。

それからもう一つ、検査月齢につきましては、これも EU の EFSA のほうの手法でありますけれども、これまでのと畜場での一定月齢以上の検査結果というのはずっとあるわけですね。毎年何頭ずつ出ていると。何カ月齢のものがどれだけ出ているというのはわかっていますから。そうすると、月齢はずっと上がっていくわけですし、そうすると、対象になる頭数はどんどん減っていく。そういう中で、もしも検査月齢の基準を引き上げた場合に、検査を継続しなかったらば、例えば 30 カ月齢を――べつに 36 カ月齢でもいいのです。例えばですけれども――引き上げたときに、36 カ月齢以上だけを検査したときに、どれぐらいの牛を見逃すかということについての評価を行って、見逃す確率が低い場合には、もうそれは検査月齢を引き上げて良いのではないかというような判断をヨーロッパ、EFSA とそれから欧州連合では行っているというようなことでございます。

先ほど申し上げたとおり、国内についてもこれまでに 1,200 万頭の牛についての検査 結果というのもあるわけですし、検査月齢、コホートも特定されているということですの で、類似の見直しという手法も考えられるのではないかというふうに考えております。そ ういったことで、国内における措置について、検査月齢という観点での見直しというのは 可能ではないかというふうに考えております。

実際に、そういったようなことで、国内についての見直しというのが 1 つ。それから、輸入につきましても、例えば SRM の範囲についても同様の考え方が可能ではないか。それから、4カ国についての月齢制限についても、同様に新たな評価というのは現在のリスクに基づいたものが可能ではないかというふうに考えています。

そういったことで、今申し上げたような関連の文献というのは、この BSE 関連文献のファイルの中におさめております。内容的には、EU でのそういう TSE 関係の規則であるとか、それからヨーロッパの食品安全機関、EFSA がレビューしたレポート、それから先ほど申し上げたような一連の感染実験についてのレポートもございます。感染実験のレポートの中にはイギリスのものも入ってございますけれども、国内の動物衛生研究所でやられたものというのも入れておりますし、その中には、最近出てきている報告の中では、感染性のある脳材料についてはかなり量を多く投与しているものもございますが、例えば回腸遠位部の周辺部での感染性があるのではないかというような文献もございますので、そういったものも併せて提出させていただいております。

今申し上げたようなことで、いろいろなそういう研究だとか諸外国の動きというのが 1 つあるわけですけれども、前回の食品安全委員会での評価というのは参考資料の 1 に提出されております。

今申し上げたような知見というのは、感染実験のところで御説明したとおり、フィールドでは1g程度の感染性のある肉骨粉が給与されたということがある程度前提になっているので、こういった今申し上げたような知見を評価に持ち込もうとすると、飼料規制がある程度きちんとできてなきゃいけないということが前提になるわけです。これは前回の評価の中でも、それから非発生国におけるこれまでやられた評価においても、その国の飼料規制の実施状況であるとか、それからあとサーベイランスのデータ、そういったものがまず評価の前提となるというふうに私どもも認識しておりますので、国内、それから今回諮問をしました米国、カナダ、フランス、オランダにつきまして、飼料規制、サーベイランス、それからと畜場でのBSE検査であるとか、それから SRM の除去であるとか、そういったものの規制であるとか、それから検査の実施状況、それからノンコンプライアンスの状況についても併せて提出をさせていただいています。輸出国から入手したもの、それから国内でのデータというものも、全部合わせてそれぞれのファイルにおさめさせていただいているというのが提出された資料であります。

私のほうからの説明は以上であります。

○酒井座長 ただ今の諮問並びに諮問の背景、趣旨について説明をいただきました。この後、本委員会での検討内容、方法については改めて御検討をいただきますが、ただ今の厚生労働省からの説明につきまして御質問あるいはコメントございましたら、よろしくお願いいたします。

はいどうぞ。

- ○甲斐専門委員 大変克明な説明いただきまして、どうもありがとうございます。
- 3 点伺いたいことがあるのですが、スライドの 4 ですね。スライドの 4 の平成 15 年度 の 21~40 カ月齢の 2 頭の問題、これをどういうふうに理解するかということがやはり焦点じゃないかというふうに思いますが、これを今後どういうふうに共通的に理解するのか、認識するのかということが重要じゃないかというふうに思います。この点についての御意見を伺いたい。
- 2 番目のことですが、これは SRM を 30 カ月超にしてはどうかということですけれども、では、30 カ月以下の現行の SRM の除去した後の処理をどうするのかという。従来どおりやはり SRM と見るのか。外したものですけれども、それはどうするのかという問題があるのじゃないかというふうに思います。

それから、3番目は、フランスとオランダが今回の対象になっているのですけれども、 なぜこのフランスとオランダなのですかという、以上3点です。

○道野室長 まず、1点目の 21 カ月齢、23 カ月齢。私どもの受けとめとしては、前回の評価の際には、もちろん 21 カ月齢があったということも、現在の月齢制限というか検査対象を 21 カ月齢以上としたという理由の一つでは、これがすべてではなくて、それは理由の一つだったというふうには考えております。ただ、当時もそれだけではなくて、やはり飼料規制の有効性ということを十分検討した上で、ああいった結論を出したというふう

に受けとめておるわけです。

そういったことで、21 カ月齢、23 カ月齢については、もちろんこういったものが今後見つかることがあるのかどうかという観点からいえば、やはり飼料規制というところから御検討をいただけないかというふうに思っていますし、現実に21カ月齢、23カ月齢についても、基本的には実行可能な範囲での感染性の確認ということもできましたので、そのデータも含めて提出させていただいて、評価をいただければという趣旨であります。

それから、2 番目の SRM の特に中枢神経系について 31 カ月齢を超えるものということで、月齢要件をかけた場合に現場での処理をどうするのかというような御質問だと思います。現状は、月齢要件を入れていないので、一律に焼却ということで、もちろんと畜場内の焼却炉で焼却しているものもあれば、別の場外で肉骨粉にしたり直接焼却したりというような、いろんな方法で今一律に対応しているわけでありますけれども、当然分別が必要になるわけです。

特に需要の多いものとしては、恐らく規制前の状況を考えると、せき柱がかなり需要があるのだろうと思っています。骨油にしたり、それからあとゼラチンの原料にしたりということがあるわけです。ただ、実際の使用状況はどうだったかというと、15年に規制したときに調査をしたところ、概ね3割程度が利用されているというような状況でしたので、これはもちろん最終的に答申をいただいて管理措置を決める段階で検討しなければならないものですけれども、一つの考え方としては、利用するものだけを月齢を確認して分けるということにして、それ以外のものについては確認がされてないものについては、それは法律というか省令の定義の置き方ですけれども、SRMとして処理するというのも一つの方法ではないかというふうに考えております。やはり要は、分別するのであれば、量の少ないほうを分別することによって効率的にやっていくという方法を考えていくというのが基本的な方向ではないかというふうに思っています。

それから、3番目の今回なぜフランスとそれからオランダなのかということでありますけれども、説明の中でもありましたとおり、BSE発生国については、一律に一旦牛肉等の輸入をストップするという措置をとっているわけです。そういったことで、ほかにもBSEの発生国はたくさんありますので、輸入をストップしている国はあるわけなのですけれども、幾つかの国からは輸入の再開要請というのが実際に来ております。今回フランスとオランダについて諮問をさせていただいた理由は、フランスとオランダについては、基本的なこういった今日出させていただいているような情報が提出をされたということと、それから現地での調査も含めて、そういった諮問に必要な準備ということが終わったというふうに2国間で確認ができているというものについて今回諮問させていただきました。したがいまして、まだ今後も幾つかの国については、そういった手続きをとって、輸入再開について検討するというような段階が見込まれる国が幾つかございます。その段階になりましたら追加的に諮問をさせていただくというようなことになると思いますので、併せてよろしくお願いできればというふうに考えております。

以上です。

- ○酒井座長 どうぞ。
- ○甲斐専門委員 どうもありがとうございました。

第 1 点目の件について、スライドの 6 ですか、これの注に書いてある「30 カ月齢以下では感染が確認された 2 頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において感染性は確認できなかった」という、この項目がすごく重要と思いますが、注で書くのでもいいのですけれども、もう少しここを何か強調して、このことを議論するといいますか、これが私はポイントのような気がしているのですけれども。小さい注ではなくて、もっと大きく書いて議論してもらうほうがいいのではないかと思います。

以上です。ほかの点はわかりました。

- ○酒井座長 どうぞ。
- ○毛利専門委員 今の甲斐先生の御質問の中で、それと厚労省のお答えの中でもそうなのですが、これについては、この委員会でのリスク評価ということを十分に行った上で、その次の段階に踏み出すということが大事なので、SRM の今後の取り扱い等についても、あくまでもここで評価をした後に行うという姿勢が大事かというふうに思います。
- ○酒井座長 ほかにはどうですか。はいどうぞ。
- ○小野寺専門委員 今の甲斐先生の 2 番目の質問ですけれども、特定危険部位、30 カ月齢以下のものが一応もう特定危険部位でないということで、何かに利用されるということになると思うのですけれども、ここの話では確かせき柱が一番多いのではないかと。確かアメリカとかそういうところでは、そういう若い牛の要するに脳とかそういうものは、石けんとかそういうものに使われていたように僕は思ったのですけれども、例えば日本の場合はどれぐらい可能性があるのかなとか、そういうことはちょっと気になるところなのですけれども。
- ○酒井座長 お願いします。
- ○道野室長 以前、せき柱の規制を強化したときに業界関係を調べた情報をちょっと今手元には持っておらないのですけれども、たしか、先ほど申し上げたように、主要な用途としてはゼラチンとかそれから骨油関係だったと思います、せき柱について。ただ、ゼラチンといっても、別に食用だけではございませんので、医薬品であったり、今は少なくなっていますけれどもフィルムの原料とか、多様な用途がございますので。もちろん、食品だけではないです。ただ、SRM というふうに規制がかかってしまうと、これは焼却義務がかかってしまうということがあって、化成品も含めて用途が絶たれているというのが現状であります。
- ○酒井座長 よろしいですか。
- ○小野寺専門委員 一応、諸外国でもし規制がなされていない国では、どういうことが考えられるかという情報がある程度必要かなと思ったのですがね。

- ○酒井座長 先程、毛利委員からお話がございましたが、少し細かい検討課題ですので、 我々のほうで今後検討いたしますが、それについて何かコメントはございますか。
- ○道野室長 今、小野寺先生から御指摘があった内容については、可能な範囲で私どもの ほうでも調べてみたいというふうに考えています。
- ○酒井座長 毛利委員からのご質問についてはいかがですか。
- ○道野室長 もちろん、評価を行われる際に、実際に評価結果が管理措置として実施されるという段階で、どういうふうな運用をするのかというようなことについても、御質問があれば、その時点で私どもとしてできる範囲での方針なり情報提供というのは可能だと思いますので、それについては適切に対処したいというふうに考えています。
- ○酒井座長 よろしいですか。 ほかにはございますか。
- ○筒井専門委員 よろしいですか。
- ○酒井座長 はいどうぞ。
- ○筒井専門委員 質問なのですけれども、もしわかればで結構ですけれども。実際に、例えば 30 カ月ということにと畜場の月齢を上げた場合に、日本における検査の割合というのが大体どれぐらいになるのか、それから、例えば同じように輸入の月齢制限を 30 カ月に引き上げた場合に、やはり輸入実態としてどういうことが変更されるのかということが予想されるのかということについて、もしおわかりになれば教えていただきたいと思いますが。
- ○道野室長 まず、最初の御質問ですけれども、さっきちょっと毛利先生からも御指摘があったとおり、あくまでリスク評価が終わった段階でどうするこうするということについては、私ども考えていきたいとは思っています。御質問なのでお答えいたします。国内の検査の割合ということからいいますと、御承知のとおり今は 20 カ月齢以下としているので、実質的な自主検査を行わなければ、恐らくホルスタインの去勢牛だけが対象ということで、1割ちょっとというのが実態です。これを 30 カ月齢に上げると、F 1 関係は全部検査の対象外になるだろうと。それから、和牛につきましては、恐らく 6割ぐらいが除外、4割ぐらいが検査対象になってしまうというようなのが、現状のと畜されている牛の月齢構成からいうと、そういうような結果になってくるのではないかと。それ以上で検査対象になってくるというのは、あとはそういう廃用牛ですね。乳用牛であるとか繁殖牛の廃用牛というのは対象に引き続きなるというような構成になってくるかと思います。
- ○甲斐専門委員 よろしいですか。
- ○酒井座長 どうぞ。
- ○甲斐専門委員 今の御回答の件ですけれども、ですから、そういうデータといいますか、 そういうデータがあったほうがいいのではないでしょうかね。30 カ月とした場合のリス クの比較という意味では、こういうふうな処理頭数のもとで、30 カ月で線引きするとど のくらいの割合になるかという図を提示していただいたほうが、次回で結構なのですけれ

ども、そういうのがあったほうがすごく議論しやすいように思います。

- ○道野室長 承知いたしました。
- ○酒井座長 ほかにはどうですか。
- ○山本専門委員 輸入のほうの。
- ○酒井座長 先程の筒井委員からの輸入の質問についてはいかがですか。
- ○道野室長 輸入のほうにつきましては、例えば米国の場合、実際、我々、査察なんかに行って見ていますと、日本のようなトレーサビリティがありませんので、正確な月齢が確認できるというわけじゃないです。日本向けは 20 カ月齢以下というのは幾つかの方法で確認していますけれども、国内規制は、SRM が 30 で線引きされているということで、国内向けのと畜については基本的に 30 カ月で切っているのですが、30 カ月の見分け方は、御承知のとおり永久歯の切歯が何本生えているかということで見分けているわけです。そういった見分け方なので、日本の 30 カ月齢という考え方で見るのはちょっと難しいのかもしれないですけれども。

通常の日本に対日輸出するようなと畜場に関して言えば、概ね廃用牛は入ってこないと 畜場ということを前提に言うと、本当に 30 カ月齢以上というふうに歯列から判断される 牛の頭数というのは非常に限られていますね。1日に、どうでしょうか、三、四千頭、2 シフトで処理するようなと畜場でも、数十のレベルではなかったかと思います。それ以外 のものは基本的に 30 カ月齢未満というふうな扱いがされているので、そういったものが 対日輸出、可能になってくるということだと受けとめています。

- ○酒井座長 今説明されたことは、提出された資料に含まれているのでしょうか。
- ○道野室長 ちょっと十分かどうかはわかりませんけれども、一応そういった月齢構成というものも含めて提出させていただいています。
- ○酒井座長 ほかにはございますか。 はいどうぞ。
- ○山田専門委員 スライドの 18 にあります今回の諮問の趣旨の背景にあることについて質問します。この 2 番の先ほどから出ております SRM の範囲、これを全月齢から 30 カ月齢に変更するというところです。先ほどからの話ですと、このニーズはせき柱由来のゼラチンですか、そういった製品にあるのだというふうに理解しましたけれども、脳とかせき髄そのものが食品として流通しているというような、今回のこういった規制以前の実態というのはあるのでしょうか。
- ○道野室長 もちろん、BSE 発生前に関しては、十分に定量的に調べたということではないのですけれども、規制をかけた当時に、やはりせき髄等については非常に限定的な流通というのはあったようですけれども、廃棄されているような部位ということです。
- ○山田専門委員 そうすると、今回のニーズもそこにはないという、こういうことでしょうか。
- ○道野室長 そうですね。ただ、頭部に関しては、今ほほ肉とタンを除く部分ということ

になっているのですけれども、そういった頭部の肉というのは実はほかにも使い道のある ところが、額だとか、うなじとかいろいろなところがありますので、そういったニーズと いうのは潜在的にはあるものだというふうに考えています。

○山田専門委員 あと、先ほどお話がありました脊椎をゼラチン等として利用するということなのですけれども、そうすると、現状では必要なゼラチン、それはどういうふうに我が国では入手しているのでしょうか。何らかのほかの由来の製品でも十分間に合っていると考えるのでしょうか、それとも BSE の非発生国からこういった脊椎由来のものが輸入されて利用されているという実態なのでしょうか。

○道野室長 ちょっと正確な統計を用意していないのですけれども、国内の原料調達という観点からは、やはり豚が原料というようなこと、それからあと皮ですね。ゼラチンには皮由来のと骨由来のとがございますけれども、皮由来のもの。それは、ユーザーサイドのほうからも皮由来のものを求めるユーザーもあるようでして、国内原料についてはそういうような確保がされています。ただ、それで十分かどうかは、それからどれぐらい輸入しているかというのは、ちょっと手元では、すみません、今お答えしかねます。

○酒井座長 どうぞ。

○水澤委員 もし、関係あるとすれば、ページ、スライドの 7 に関係する、あるいは今の SRM にも関係するのですけれども、英国の学者と少し議論したときに、日本でも変異型のヤコブ病が発生したわけですけれども、その感染ソースについて、彼ら自身が内臓(オファール)の可能性ということを言及しておりました。英国からの牛肉は、口蹄疫で日本には昔から輸出されてないと思うのですけれども、ただ、オファールは輸出されていたということを根拠にそういうことを言っていたことがあるのです。それはどこかで禁止されたのか、あるいは SRM ということで排除された時期がどこかであるのかといったことはわかりますでしょうか。

○道野室長 御指摘のとおり、英国に関しましては、口蹄疫等の関係もあって、輸入がずっとストップされていました。その際に、オファールというのはどこまでの臓器を対象に向こうの方がおっしゃったのかというのはよくわかりませんけれども、いずれにしても、肉がだめなら当然内臓もだめなので、内臓についても輸入はストップされていたというふうに理解していますけれども。

- ○水澤委員 そうですか。
- ○道野室長 はい。
- ○水澤委員 私もデータは、自分で持っていないのですけれども、輸出はされていたのではないかというのが向こうの学者の言い分です。我々と見解が違ってディスカッションになったのですけれども、詳細がわかったらまた教えてください。
- ○道野室長 たしか、前回の評価のときとか、それから多分、日本での 1 例目があったときにも調べた記憶が私もございますけれども。
- ○水澤委員 じゃあ、間違いないということですね。

- ○道野室長 ええ。その際には、たしか実際の関税統計とかそういったものも調べた上で、 なかったというような調査結果だったというふうに記憶しております。
- ○水澤委員 わかりました。
- ○酒井座長 ほかにはどうですか。 はいどうぞ。
- ○永田専門委員 今回の諮問の内容が、例えば検査対象の月齢ですと、20 カ月と 30 カ月を比べなさいという。もちろん、諮問なのでそれを評価するのですが、例えばほかの国ですと、ハイリスクかどうかといった枠をつけていたり、EU ですと、もっと 48 にしたりとかしていますが、今後そういった方向でまた少しずつ段階的に評価していくというような方向があるのでしょうか。
- ○道野室長 一応、諮問のほうの説明の中で、もちろん諮問書の別紙のほうにもついておるわけでありますけれども。3 番目ですね。諮問書であれば、別紙の具体的な諮問内容というところですし、それからパワーポイントの資料、資料 2 であれば、18 番目の資料になりますけれども、3 番目の1 及び 2 を終えた後、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価というふうに書かせていただいています。

ただ、どういうような手法でやるかということによっても変わってくるのだと思います。 EFSA のように連続的に評価をするようなやり方もありますし、前回諮問をさせていただいたときのように、現行の規制とそれから変更後の規制を比較するというやり方もございますので、その辺はリスク評価の手法によってもその進め方というのは変わってくるのかと。私どもとしては、30 カ月齢、それから終えた後にさらに引き上げた場合のリスクというものも評価をお願いしたいというふうに考えておるわけです。

- ○酒井座長 よろしいですか。
 ほかにはどうですか。
- ○山本専門委員 よろしいですか。
- ○酒井座長 はいどうぞ。
- 〇山本専門委員 今、ちょっと進め方のことにも関係してくると思うのですけれども、これは一括で諮問されているわけですよね、国内措置と国境措置を。これ、答申として返すときに、国内と国境を同時にお返しするような形を期待されているのか、国内は国内で先に終わらせて、それから国境措置ということも次にやって、さらに(3)の話を最後にまたというふうな進め方を考えてよろしいのかどうか。
- ○道野室長 前回については、諮問自体が国内、それから国境ということで分けて、それもある程度といいますか、リスク評価が終わった後に輸入については諮問をしたということで、そういった問題というのは起こらなかったわけです。今回につきましても、実は私どもとしてどうしてもこういう手法でやってほしいとかいうことではありません。やはり国内とそれから国境措置を議論していただく中で、決してそういう手法について今私も拘束しようと思って発言しているわけではなくて、例えば SRM については、いろんな感染

実験のデータということを見て一義的には判断というのがあるというふうに思っていますので、そういう場合にその部分については別に輸入だ、それから国内だという分け隔てする必要はないわけでありますけれども。そういったことで、評価の手法、手順によってもそこは変わってくるのではないかと。

ただ、評価結果が出ているのに答申いただけないというのは、やはりなかなかそこは手 続上も難しい部分がございますので、結論が出たものについては、たとえ諮問の内容を一 括してということではなくて、結論が出たものについては出た段階で答申いただければあ りがたいというふうに考えています。

- ○酒井座長 いずれにしましても、諮問にありますのは国内措置が 3 点、国境措置が 2 点であるとの理解でよろしいですね。
- ○道野室長 はい、結構です。追加するときにはまたちゃんと手続をとってお願いをいた します。
- ○酒井座長 ほかにはどうですか。 はいどうぞ。
- ○甲斐専門委員 飛行機の都合上、ちょっと中座させていただきますが、最後のお願いと いいますか。

リスクの比較と書いてありますけれども、そもそもリスクとは何かということですけれども。BSE が国内で発生するリスク及び人への感染だと思うのですけれども、では、対象の国々でクロイツフェルト・ヤコブ病ですか、それがどうなっているのかというふうなデータもあると、いろんな原因があるのでしょうけれども、BSE 由来なのかどうなどのデータもあると、すごく理解しやすいというふうに思います。

○道野室長 もちろん、食品を通じた人の健康上のリスクということの評価をお願いしているわけであります。先ほど、ちょっと提出資料の説明の中で落としていましたけれども、4 カ国については CJD のサーベイランスの体制であるとか、それから発生状況についても併せて輸出国のほうから提出してもらっていますので、それも含めて提出資料として出させていただいています。

○酒井座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。ただ今、質疑応答の形で進めさせていただきました。何点かの質問についてはは、後ほど資料を提出していただくというお話しがありましたが、これから検討を進めていく段階で追加資料等がございましたら、その都度御連絡いたしますので、よろしくお願いをします。

また、委員の先生方におかれましても、この場でなくて後ほどでも結構ですので、何か 不明な点あるいは追加資料等の要望がございましたら、事務局まで連絡をお願いします。 できるだけ多くの資料を用いて検討をさせていただければと思っております。

道野室長、どうもありがとうございました。

それでは、これから諮問をされました件につきまして調査・審議を進めてまいりますが、

本日は今後の進め方から議論をしてまいります。これまでの主な評価内容を 1 度整理する意味で振り返りまして、事務局から説明をしていただいて、共通の認識の中で議論を進めてまいります。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

○前田調整官 それでは、御説明をさせていただきます。一番最後についてございます参 考資料の1を御覧ください。

まず、日本における牛海綿状脳症対策について、中間取りまとめにおきましては、食品 安全委員会が自ら評価を行い、これまでに得られた知見に基づき我が国の BSE 対策を検 証してございます。

次に、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価では、厚生労働省及び農林水省より評価要請があり、1 番として BSE 検査対象月齢の見直し、2 番として特定危険部位の除去の徹底、3 番として飼料規制の実効性確保の強化、4 番として BSE に関する調査研究の推進の 4 点についてまとめています。1 番目の BSE 検査対象月齢につきましては、全月齢から 21 カ月齢以上に変更した場合のリスクは「非常に低い」レベルの増加にとどまると評価されてございます。

次のページにいきまして、3点目の米国産及びカナダ産輸入牛肉に関する食品健康影響評価におきましては、厚生労働省及び農林水産省から評価要請があり、現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でと畜解体して流通している牛肉等を食品として摂取する場合の BSE に関するリスクの同等性について評価してございます。

結論については、データの質、量ともに不明な点が多いことや管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、科学的同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとした一方、対日輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で、米国産及びカナダ産牛肉と国産牛肉のリスクの差は非常に小さいと評価されています。

最後の我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価では、食品安全委員会が自ら評価を行い、我が国に輸出実績のある 15 カ国のうち回答のあった 13 カ国から輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性について評価されています。

その次のページに、これら 4 点の評価について評価項目をまとめた一覧表を作成しています。

まず、1 点目の中間取りまとめでは、我が国の過去のリスクによる vCJD の発生数の推定と飼料規制、BSE 検査、SRM 除去といった管理措置によるリスク低減効果の検討を行っています。

2点目の我が国のBSE対策の評価では、定性的リスク評価として、国外からのBSE進入リスク、国内での飼料規制等から食用牛のBSEプリオンの蓄積度に関して検討し、またSRM除去、と畜検査等から食肉の汚染度に関する検討を行ってございます。また、定

量的リスク評価としては、評価モデルを用いて、生体牛の BSE 汚染と人への暴露リスクを推定しています。

3 点目の米国産・カナダ産牛肉の評価では、日本と米国・カナダの生体牛について、国外からの BSE 侵入リスク及び国内での暴露増幅リスクを比較するとともに、牛肉及び牛の内臓についてと畜対象、と畜処理の各プロセス及び食肉等のリスクの比較をしています。

4 点目の輸入牛肉及び牛内臓の評価では、各国の生体牛につきましては、国外からの生体牛、肉骨粉等の輸入、国内での飼料規制、SRM 利用実態等の指標を用いて侵入リスク及び国内安定性を評価するとともに、各国の食肉及び内臓につきましては、SRM 除去、と畜場における検査、スタンニング、ピッシング等の指標を用いまして食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価を行っています。そして、生体牛のリスク及び食肉処理工程におけるリスク低減効果の総合評価から、我が国に輸入される牛肉が BSE プリオンに汚染されている可能性について評価しています。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございました。

これまでの主な評価内容の概要あるいは評価項目について説明をいただきました。これにつきまして委員の先生方から何か御意見がありますか。

特に、生体については侵入リスクと飼料規制、食肉についてはと畜場での措置などが主な課題だろうと思います。先ほどの説明の中でも、月齢と SRM、これが最も大きな論点になろうかと思います。この点につきまして何か御意見ございましたらお願いをします。山本先生、何か御意見ございますか。

○山本専門委員 これまでこういう手法を使ってリスクを評価するということをやってきたわけですけれども、基本的には BSE の感染牛がどれぐらいいるのかというのがベースに評価はまずされたと。ということは、そういう感染因子が日本国内、それから海外、それぞれの国においてどれぐらいいるのかを見ることによって、今後の SRM の状態も把握できる可能性があるわけですね。ですから、基本的な手法としては、自主的なこの評価でやった各国の状況把握というやり方で、BSE の状況についてはある程度把握できるのではないかということが考えられます。その次に、やはり日本はこれにまたさらに独自の評価として、食肉としての安全性を評価して食品健康影響評価になるわけなので、もう一段ステップが違っていると思います。ですから、その辺を考えた上で、SRM が今度食用に回るのか回らないのかとか、そういうことも含めてプラスアルファの評価をしていく必要はあるのだろうと思います。

ですから、基本的な方向としては、これまでやった自主評価のやり方をベースにして考えていけるとは思っておりますけれども、その辺、筒井委員からの意見なども踏まえて検討はしていきたいなと思っていますけれども。

- ○小野寺専門委員 よろしいですか。
- ○酒井座長 はいどうぞ。

〇小野寺専門委員 ちょうどこの BSE の対策の経過、スライド 7 なのですけれども、 $2005\sim2006$ 年、米国産牛肉が一旦輸入禁止なって解除になったと。それに関して、条件 的・部分的に解除になったということで、そこで最後までリスク評価で、時間を過ぎても、 真夜中の 12 時ぐらいまで一番論点になったのは、21 と 23 をどうするのかというのが 散々、恐らく時間の半分ぐらいを使ってやっていたのですね。そうすると、やっぱり一つ の論点として、21、23 が今後出る可能性があるのかみたいなリスクは、一応入れておい たほうがいいのかなと思うのですけれども。21、23 をどう見るかというのをもし議論し たいのだったら、また改めて別なことを考えてもいいですが。

- ○酒井座長 ほかには御意見いかがでしょうか はいどうぞ。
- ○筒井専門委員 私自身、どういう形でやればいいかという、なかなか今の段階ではアイデアはないのですけれども、やはり諮問の内容がかなり多岐にわたっているということで、ただ、相互に非常に関連性が深いということもありますので、どういう形でやれば一番効率的なのかということについて、恐らく最初に十分な議論をする必要があるだろうというふうには感じています。
- ○酒井座長 議論の方向性について今、筒井委員のほうから提案がございましたが、これから非常に幅の広い議論が必要ですし、手法としてはこれまでの手法で十分に対応できるというお話がございました。これからの審議を効率的に進める上での何か御意見ございますか。

先程厚生労働省から多岐にわたる広範な説明がありましたし、それぞれ委員の先生方の 席の後ろに大量の資料がございますので、今後これを用いて検討を進めなければなりませ ん。私からの一つの提案としまして、筒井委員からお話がございましたが、効率よく進め る上で、確認しなければならない資料が多く、先ほどの説明も資料の中に全て含まれてい るというお話でございました。資料の確認等について、何人かの専門委員の先生方に起草 委員になっていただき、問題点や課題の整理、そして作業分担をして進めてまいりたいと 思います。とりあえず資料と論点の整理を進め、それをたたき台にして、委員会で検討し たいと思っておりますが、いかがでしょうか

- ○毛利専門委員 効率的という意味では、大変そういったほうがよろしいかと思いますが。 ○酒井座長 ありがとうございます。
- ○筒井専門委員 私もそのほうがよろしいかと思います。
- ○酒井座長 それでは、起草委員をお願いして、論点整理を行う方向で進めてまいりたい と思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。その方向で進めるということで、それでは起草委員をお願いする先生方につきましては、座長に一任をさせていただきたいと思います。先生方の専門分野を参考に座長代理にも相談をしながら進めてまいりますが、よろしいでしょうか。

○委員数名 異議ありません。

○酒井座長 ありがとうございました。

それでは、改めてこの後、起草委員の先生方にお願いさせていただきます。いずれにしましても非常に膨大な資料がありますので、これをいかに効率的に整理をしていくかという作業を直ちに入ります。

これからの調査・審議の方向性につきましてただ今確認をさせていただきましたので、 次回の委員会はこれに基づいて審議を進めてまいります。

本日は、起草委員を決めて作業を進めていくことについて了承いただきましたので、調査会を閉会させていただきますが委員の先生方から今後の審議の方向性につきまして何か御意見ございますでしょうか。

事務局のほうは今後の審議のことにつきまして何か御意見ございますか。よろしいですか。

○坂本評価課長 はい。特にございません。

○酒井座長 それでは、次回は今決めていただきました方向に基づいて論議を進めてまいります。また、質問あるいは不明な点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。できるだけ資料を速やかに整理をして、委員の先生方が効率的に御議論をいただくように準備を進めてまいります。

以上で本日の審議は終了させていただきます。次回の日程につきましては、調整の上、 お知らせいたしますので、よろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。